

## 地域づくり人材の養成に関する調査研究会 開催要綱

### 第1 目的

我が国は人口減少時代に突入しており、地域に住む人々が地域おこし協力隊や関係人口等の外部人材の活用も図りながら積極的に地域づくりに関わり、少子高齢化、地域経済、環境問題等の課題に対応していく必要がある。

激動する時代に即応し、課題に積極的に対応していける地域で活躍する人材を育成・確保するための方策について、テーマに沿って、地域における人材育成の実態等を把握するとともに、有効な地域づくり人材の育成・確保に関しての調査研究を行うことを目的とする。

### 第2 構成員

地域づくり人材の養成に関する調査研究会（以下「研究会」という。）は別紙の構成員をもって構成する。

### 第3 座長

座長は会務を総理する。

### 第4 議事

- (1) 研究会は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めその意見を聞くことができる。
- (3) 座長は、構成員以外の者が研究会を傍聴することを認めることができる。
- (4) 研究会は非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配付資料については、座長が必要と認める時は非公開とすることができる。

### 第5 その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局地域自立応援課人材力活性化・連携交流室において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他研究会に関し必要な事項は座長が定める。